

教職員がPCR検査の対象となった場合の初期対応マニュアル

教職員がPCR検査の対象となった場合には、陽性になった場合に備えて、以下の①～⑤については、事前に確認し、感染者発生状況報告書作成のための詳細な行動記録の聞き取りを進める。
万が一、陽性と判明した場合は、直ちにそれぞれの以下の措置を執りつつ、保健所等の指示に従う。

	①大学への出勤	②会議室や研究室など大学施設の利用	③授業の実施	④図書館の利用	⑤大学食堂の利用
あり	感染拡大のおそれはないと判明するまでの間、テレワーク等を利用し、該当施設（部屋あるいはフロア単位）の利用を禁止 該当施設利用者は全員自宅待機及び健康観察	感染拡大のおそれはないと判明するまでの間、該当施設（部屋あるいはフロア単位）の利用禁止、該当施設利用者は全員自宅待機及び健康観察	当該学部等（あるいはキャンパス）の対面授業を全て遠隔へ直ちに移行	感染拡大のおそれはないと判明するまでの間、図書館は閉館 図書館職員（窓口職員）は全員自宅待機及び健康観察	感染拡大のおそれはないと判明するまでの間、営業停止
なし	業務は通常どおり	施設利用に特に制限なし	対面授業実施は全学方針どおり	図書館は全学方針どおり開館	食堂は全学方針どおり営業
事前相談	当該学部の学部長、事務課長、所属部課長	当該学部の学部長、当該施設の長、事務課長、所属部課長	当該学部の学部長、事務課長、教育・学生支援機構	図書館長、事務課長、所属部課長	生協専務理事、所属部課長